

2021年10月 5 日

九州電力株式会社

川内原子力発電所操業差止訴訟の第31回口頭弁論が行われました

— 次回口頭弁論は2022年 2 月 2 日 —

本件は、川内原子力発電所 1、2 号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第 1 次（2012年 5 月 30 日）から第 12 次（2019 年 7 月 31 日）にわたり、提訴されたものです。

当社は、原告が主張するような重大な事故の具体的危険性は無いため、原告の請求の棄却を求めています。

本日、鹿児島地方裁判所において標記の口頭弁論が行われました。なお、次回期日については2022年 2 月 2 日に指定されました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上



ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。
それが、私たち九電グループの思いです。